証券コード　3670
2021年５月６日

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目９番10号
協立情報通信株式会社
代表取締役　　佐々木　茂則

# 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年５月26日（水曜日）午後５時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日　　時　　2021年５月27日（木曜日）　午前10時30分　（受付開始時間　午前10時00分）
2. 場　　所　　東京都港区海岸一丁目11番２号　ホテル アジュール竹芝　14階　「天平の間」
   （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項

   報告事項

   第56期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

   決議事項

   第１号議案　剰余金の配当の件
   第２号議案　定款一部変更の件
   第３号議案　取締役４名選任の件
4. 連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表のインターネットによるご提供について

   法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結注記表、個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ウェブサイト（http://www.kccnet.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
5. 議決権の行使等についてのご案内

   （２ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。）

以　上

## 議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面投票で重複して議決権が行使されるときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(2) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主１名に委任することができます。この場合、代理権を証明する書面をご提出ください。
(3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
(4) 当日ご出席の際は、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
(5) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kccnet.co.jp/）に掲載させていただきます。

以上

## 来場される株主様へのご案内

・マスクの常時ご着用および手指のアルコール消毒液のご使用にご協力ください。
・受付にて検温させていただきます。体調不良や発熱があると認められる方は、株主総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会場の座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少しております。当日は先着順にてご入場いただきますので、ご来場いただきましても株主総会会場にご入場できない可能性がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調確認のうえマスクを着用にて対応させていただきます。
・株主総会当日は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〈メ　モ　欄〉

（添付書類）

# 第56期 事 業 報 告

（2020年 3 月 1 日から
2021年 2 月28日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が残るなか、段階的な経済活動の再開や、政府・自治体の各種政策の効果により、緩やかながら持ち直しの動きが見られました。しかしながら、感染症拡大第３波による緊急事態宣言の再発令など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域であります ＩＣＴ（情報通信技術）関連業界におきましては、テレワークやＢＣＰ対策を含む投資需要は堅調に推移しております。一方で、先の見えない状況への警戒感から、設備投資の先送りなど、回復の鈍さも残っております。

また、携帯電話業界では、新たな通信事業者の本格参入、「５Ｇサービス」のスタート、政府による携帯電話料金への値下げ要請に伴う各社新ブランドの立ち上げなど、同業界を取り巻く環境の変化が進みました。

こうしたなか、当社グループでは、働き方改革やテレワーク促進を支援すべく、主要パートナー企業５社（*１）の製品・サービスを融合させた経営情報ソリューション（*２）を提供してまいりました。

保守サポートやオンラインセミナーの開催、来場者を抑制した協立情報コミュニティー（*３）でのイベントや、個別相談会の開催などの活動を展開しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,509,319千円（前期比19.2％減）、営業利益165,072千円（同33.2％減）、経常利益192,749千円（同24.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益132,154千円（同23.6％減）となりました。

(*1) 日本電気株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社オービックビジネスコンサルタント、日本マイクロソフト株式会社、サイボウズ株式会社の５社。

(*2)「情報インフラ」、「情報コンテンツ」、「情報活用」の３つの分野に対応した当社グループのワンストップソリューションサービスの総称です。

(*3) 旧名称は、情報創造コミュニティー。当社グループの提案するソリューションを、顧客に体験していただく場であるとともに、顧客やパートナー企業と新たなソリューションを共創する施設です。また、情報活用能力の開発支援を目的とした５つのソリューションスクールをパートナー企業と共同展開しております。

事業別の主な事業内容及び概況は次のとおりです。なお、各事業に帰属しない全社共通費用につきましては、前連結会計年度まで、各事業に所定の配賦基準によって配賦していましたが、当連結会計年度より配賦しない方法に変更を行っております。
前期比較につきましては、変更後の算定方法に組替えたものによっております。

① ソリューション事業

【主な事業内容】
顧客の業務効率化・合理化の促進と情報や、知識の共有・活用による企業価値創造のサポートを目的としたＩＣＴや情報活用並びにそれらの活用能力の向上に向けた各種ソリューションの提供、「協立情報コミュニティー」の運営

イ. 情報インフラソリューション
情報・通信インフラの構築・工事・保守・運用支援、情報通信機器のレンタル
ロ. 情報コンテンツソリューション
基幹業務ソフトの販売・導入・保守・運用サポート、運用改善コンサルティング、クラウドサービスの導入・活用支援
ハ. 情報活用ソリューション
ＩＣＴ及び情報活用に関する定期講座・個別教育・出張講座の実施、eラーニングの提供

【概況】
ソリューション事業においては、テレワークを実現する各種ソリューション・機器の導入や、環境整備に関する商談のほか、設備投資など、回復の兆しを見せておりましたが、再び鈍化傾向となっております。そのため、大型のソリューション案件については、引き続いて先送りする動きが見受けられました。
この結果、ソリューション事業では、売上高1,844,447千円（前期比15.9%減）、営業利益381,313千円（同23.6%減）となりました。

② モバイル事業

【主な事業内容】

スマートフォン・タブレット等の販売、料金プランのコンサルティング、故障受付等のアフターサービスの提供

イ. 店舗事業：ドコモショップの運営（東京都内２店舗、埼玉県内４店舗）

ロ. 法人サービス事業：モバイルソリューションの提供、法人向け各種サービスの契約取次

【概況】

店舗事業におきましては、緊急事態宣言解除後の6月以降、感染対策を施しつつ通常営業へと移行したことで、緩やかながら来客数の回復の兆しが見られました。また、顧客満足度向上を図るべく、スタッフの応対スキルアップの強化を行って上位資格取得者を　前期比146％にするなど、当社独自のきめ細かな接客に注力することで、拡販に努めてまいりました。

しかしながら、Web手続き推奨の浸透、緊急事態宣言の再発令などの影響を受け、来客数減少に伴う機会損失の影響が大きく、販売台数、売上高ともに減少いたしました。

法人サービス事業におきましては、昨年度の受注残ならびに、テレワークの利用拡大によるモバイル機器の需要が増えたことにより、販売台数前期比228%、売上高前期比191％と大きく増加いたしました。

また、店舗と協力した職域販売やソリューション提案を通して顧客の開拓に取り組んでまいりました。

この結果、モバイル事業では、売上高2,664,872千円（前期比21.4％減）、営業利益262,118千円（同0.7％減）となりました。

事業別の当連結会計年度の販売実績は、次のとおりです。

【事業別売上高及び営業利益】

（単位：千円）

| | | 第55期 | | 第56期（当連結会計年度） | | 前　期　比 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 | 増減金額 | 増減率 |
| ソリューション事業 | 売上高 | 2,194,317 | 39.3% | 1,844,447 | 40.9% | △349,869 | △15.9% |
| | 営業利益 | 499,032 | 201.8% | 381,313 | 231.0% | △117,719 | △23.6% |
| モバイル事業 | 売上高 | 3,389,000 | 60.7% | 2,664,872 | 59.1% | △724,128 | △21.4% |
| | 営業利益 | 264,008 | 106.8% | 262,118 | 158.8% | △1,889 | △0.7% |
| 全社共通 | 売上高 | － | － | － | － | － | － |
| | 営業利益 | △515,800 | △208.6% | △478,360 | △289.8% | 37,440 | － |
| 合　　計 | 売上高 | 5,583,318 | 100.0% | 4,509,319 | 100.0% | △1,073,998 | △19.2% |
| | 営業利益 | 247,240 | 100.0% | 165,072 | 100.0% | △82,167 | △33.2% |

注）全社共通は、各事業に属さない全社共通費用で、主に一般管理部門に係る費用です。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は111,703千円となりました。

事業別の設備投資は、次のとおりです。

① ソリューション事業

賃貸用機器に91,941千円、新宿支店の移転に8,495千円、協立情報コミュニティーの改装に5,285千円、業務システムの改善に544千円の投資を行っております。

② モバイル事業

業務システムの改善に1,281千円、新宿支店の移転に234千円の投資を行っております。

③ 全社共通

業務システムの改善に1,188千円、その他の設備に2,732千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「法人系売上構成比 50%以上の定着」を図るため、次の事項に取り組んでまいります。

① 活用サービスと経営情報ソリューションサービスの充実化

ソリューション事業においては、顧客の課題解決に向け、働き方改革やテレワーク促進を支援すべく、Microsoft Teamsなどのパートナー企業の製品・サービスを融合したソリューションの充実に取り組んでおります。また、システムメンテナンスおよび、運用サポートを通じ、顧客の目線に立った情報活用進化を支援し、更なる経営情報ソリューションサービスの拡大を図ります。

② モバイル事業のサービス改善

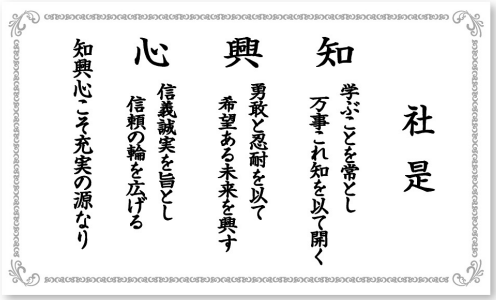
モバイル事業においては、法人サービス事業の拡大に向け、ソリューション事業との連携を強化し、ＩＣＴソリューション提案力を高め、モバイルソリューションの需要を興します。

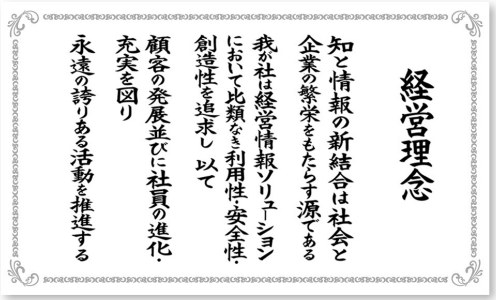
また、店舗サービス事業においては、資格取得を含む社員教育に注力し、モバイルの利活用サービスの充実に取り組んでまいります。さらに、都内ドコモショップ２店舗においては法人サービス事業との連携を強化し、モバイル事業の収益率の向上を図ってまいります。

③ 人材の採用・育成及び環境の整備

当社グループでは、経営方針を理解し、主体的に行動できる自律型人材の確保を重要な課題と認識しております。幅広い人材の採用と育成に注力するとともに、従業員一人ひとりが「知」の重要性を意識しながら創造的な業務に従事し、成長できる環境を整えてまいります。

社是に掲げる「知・興・心」の精神のもと、役員・従業員が一丸となってこうした課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

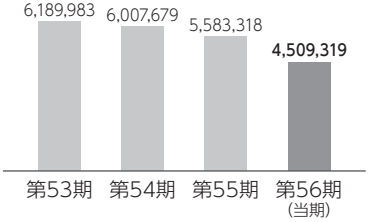


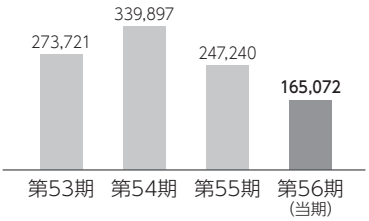
(5) 財産及び損益の状況

| 区　分 | | 第53期<br>2018年２月期 | 第54期<br>2019年２月期 | 第55期<br>2020年２月期 | 第56期<br>2021年２月期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | (千円) | 6,189,983 | 6,007,679 | 5,583,318 | 4,509,319 |
| 営業利益 | (千円) | 273,721 | 339,897 | 247,240 | 165,072 |
| 経常利益 | (千円) | 282,038 | 348,733 | 255,531 | 192,749 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 196,885 | 231,719 | 172,984 | 132,154 |
| １株当たり当期純利益 | (円) | 164.52 | 193.61 | 144.54 | 110.42 |
| 総資産 | (千円) | 2,556,596 | 2,708,785 | 2,675,054 | 2,808,716 |
| 純資産 | (千円) | 1,415,784 | 1,586,009 | 1,700,163 | 1,766,097 |
| １株当たり純資産額 | (円) | 1,182.91 | 1,325.21 | 1,420.50 | 1,475.59 |

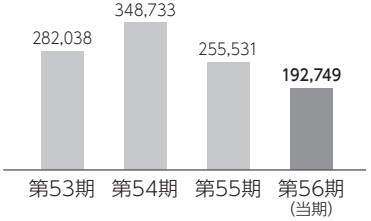
**売上高**(千円)



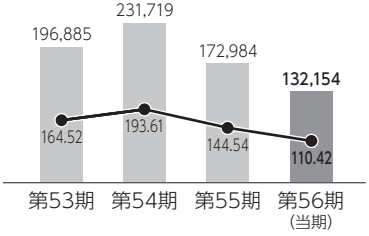

**営業利益**(千円)



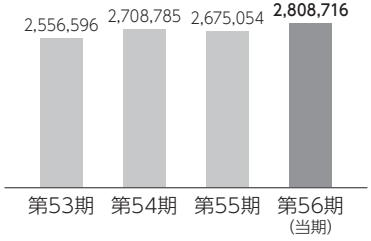

**経常利益**(千円)



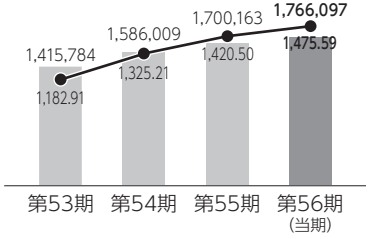

**親会社株主に帰属する当期純利益**(千円)
**１株当たり当期純利益**(円)




**総資産**(千円)




**純資産**(千円)　**１株当たり純資産額**(円)



(6) 重要な子会社の状況

| 名　称 | 資本金 | 出資比率 | 事業内容 |
|---|---|---|---|
| 神奈川協立情報通信株式会社 | 20,000千円 | 100.0% | 情報・通信インフラの設計・構築・保守・運用サポート |

(7) 企業集団の主要拠点等及び従業員の状況

① 主要な支店及び営業所

| | 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 当　社 | 本　社 | 東京都港区浜松町一丁目９番10号 |
| | 新　宿　支　店 | 東京都新宿区西新宿一丁目３番13号 |
| | ドコモショップ八丁堀店 | 東京都中央区八丁堀二丁目23番１号 |
| | ドコモショップ三郷店 | 埼玉県三郷市幸房131番地１ |
| 子会社 | 神奈川協立情報通信株式会社 | 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番１号 |

② 企業集団の従業員の状況

| 区　分 | 従業員数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---|---|---|---|
| 男　性 | 130 | 39.2 | 12.6 |
| 女　性 | 80 | 34.0 | 8.4 |
| 合　計 | 210<br>（前連結会計年度末比　8名） | 37.2 | 11.0 |

（注）上記のほか、臨時従業員（契約社員、派遣社員等）の年間平均人数は39名です。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　4,800,000株
(2) 発行済株式の総数　　1,196,876株（自己株式7,724株を除く）
(3) 当事業年度末の株主数　　784名
(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 日茂株式会社 | 370,488株 | 31.0% |
| 佐々木茂則 | 360,773株 | 30.1% |
| 石井靖二郎 | 36,400株 | 3.0% |
| 佐々木綾子 | 32,109株 | 2.7% |
| SMBC日興証券株式会社 | 13,000株 | 1.1% |
| 谷川崇 | 12,700株 | 1.1% |
| LGT BANK LTD | 12,000株 | 1.0% |
| 大久保英樹 | 11,600株 | 1.0% |
| 織田敏昭 | 11,400株 | 1.0% |
| JPモルガン証券株式会社 | 10,500株 | 0.9% |

（注）持株比率は自己株式7,724株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地　位 | 氏　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長兼社長 | 佐々木　茂　則 | － |
| 取締役副社長 | 山　田　信　彦 | 執行役員 営業本部長 |
| 取　締　役 | 野　村　宣　男 | 執行役員 モバイル統括部長 |
| 取　締　役（社外） | 江　口　夏　郎 | 株式会社ライトワークス 代表取締役社長 |
| 常勤監査役 | 長谷川　　浩 | |
| 監　査　役（社外） | 茂　呂　　眞 | JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員<br>一般社団法人Cirkit-J 代表理事・理事長 |
| 監　査　役（社外） | 神　成　　敦 | 株式会社unerry 常勤監査役 |

（注）1. 取締役江口夏郎氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役茂呂眞及び神成敦の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役茂呂眞及び神成敦の両氏は上場会社の監査役としての経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役江口夏郎、監査役茂呂眞及び神成敦の各氏につきましては、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、取締役江口夏郎氏が代表取締役社長を兼任している株式会社ライトワークスと当社とは営業取引を行っておりますが、取引金額は僅少（両社の売上高に占める割合はともに１％未満）であり、独立性については十分に確保されていると判断しております。
5. JIG-SAW株式会社及び株式会社unerryと一般社団法人Cirkit-Jと当社との間には特別の関係はありません。
6. 取締役江口夏郎、監査役茂呂眞及び神成敦の各氏と当社は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める限度額に限定する契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

（2）当事業年度に係る役員の報酬等の総額

| 区　分 | 支給人数 | 報酬等の額 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 6人<br>（1人） | 37,950千円<br>（3,450千円） | |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4人<br>（2人） | 14,549千円<br>（5,700千円） | |
| 計 | 10人 | 52,499千円 | |

（注）1. 当事業年度末現在の取締役は４名、監査役は３名であります。
2. 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法
① 取締役の報酬につきましては、役付、会社業績、前事業年度の業務執行及び当事業年度の役割期待等を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、「取締役報酬等決定基準」に基づき、取締役会で決定しております。
② 監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
4. 役員の報酬限度額は、2011年５月27日開催の第46期定時株主総会で取締役が年額100,000千円、監査役が年額20,000千円と決議いただいております。

（3）社外役員に関する事項

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 江口　夏郎 | 当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、会社経営の経験に基づく見地から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 |
| 監査役 | 茂呂　眞 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会17回のすべてに出席し、上場会社における取締役（監査等委員）、監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 |
| 監査役 | 神成　敦 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会17回のうち16回に出席し、上場会社や事業会社における監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 |

## 5.　会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称
有限責任監査法人　トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|---|
| ①公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額 | 27,000千円 |
| ②公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 3,500千円 |
| ③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,500千円 |

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)である「収益認識に関する会計基準」適用による会計方針の検討に関する助言・指導に対し3,500千円を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会決議により会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とする株主総会の招集を取締役会に請求し、取締役会はこの請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社を担当する監査チームがこれに関与していると認められた場合等は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を不再任といたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が、解任又は不再任の決定後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任又は不再任とした旨とその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための方針

当社は、2020年３月18日開催の取締役会で、以下のとおり、「内部統制システム構築の基本方針」を改定する決議を行いました。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めます。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。

② コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理部長をコンプライアンス総括責任者として、当社及び子会社のコンプライアンスを推進する。

③ 当社及び子会社の取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で当社及び子会社の企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。

② 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社及び子会社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに子会社を含む常勤役員及び執行役員で組織する「実務役員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告する。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、定時取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。

② 取締役会で決定された当社及び子会社の年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月１回以上開催する「実務役員会」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。

③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。

④ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な業務執行については、取締役会の事前承認を要するものとする。

(4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 「関係会社管理規程」の規定に基づき、管理部長が関係会社管理業務を統括し、子会社が効率的に経営目標を達成できるよう管理指導する。

② 管理部長は、子会社の取締役及び業務責任者に対し、定期的に業務執行状況、財務状況その他重要情報に関する資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、重要事項については、事前に取締役会に上程又は報告する。

③ 内部監査担当者は、子会社の業務の適正性を定期的に監査し、その結果を、代表取締役及び監査役に報告するものとする。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使

用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。

② 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

③ 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。

② 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに準じ、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。

③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。

④ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。

⑤ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に来期予算を提出する。但し、緊急または臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

② 会社は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒まない。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 当社及び子会社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持

たない。

② 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である管理本部総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。

③ 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理部長を総括責任者、管理部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

## 7. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 内部統制全般

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部監査室が年間の監査計画を策定し、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。

(2) コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の個別課題については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって協議、モニタリングしております。また、内部通報制度においては、監査役及び顧問弁護士を通報窓口として運用しています。

(3) リスク管理

リスク・コンプライアンス委員会を４回開催し、主に労務管理面での社内におけるリスク対策を検討し、所要の対応策を実施しました。また、労働安全衛生面における職場環境の改善に注力しました。

(4) 取締役の業務執行

取締役会を12回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。取締役会では、意見交換や質疑応答も活発に行われ、その要旨を議事の結果とともに議事録に記録しております。また、経営会議では、取締役会で決議された年間予算の進捗状況について報告し、所要の対応策を実施しました。

(5) 監査役監査

監査役会を17回開催し、監査方針や監査計画の協議・決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、すべての取締役会、経営会議及び内部監査の講評会に出席し、監査役として意見を述べるほか、代表取締役や他の役職者との個別面談を14回実施し、意見交換を行いました。

（本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入として表示しております。なお、掲載されているグラフ・画像は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。）

# 連結貸借対照表

2021年2月28日現在

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 1,711,246 | 流動負債 | 651,913 |
| 現金及び預金 | 941,502 | 支払手形及び買掛金 | 292,607 |
| 受取手形及び売掛金 | 414,271 | リース債務 | 19,505 |
| リース投資資産 | 7,340 | 未払法人税等 | 39,987 |
| 商品 | 163,216 | 賞与引当金 | 66,036 |
| 仕掛品 | 96,443 | その他 | 233,775 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,419 | 固定負債 | 390,705 |
| その他 | 78,164 | リース債務 | 50,480 |
| 貸倒引当金 | △111 | 退職給付に係る負債 | 249,191 |
| 固定資産 | 1,097,469 | 資産除去債務 | 52,702 |
| 有形固定資産 | 663,729 | その他 | 38,331 |
| 建物及び構築物 | 236,643 | 負債合計 | 1,042,618 |
| 工具、器具及び備品 | 78,134 | 科　目 | 金　額 |
| 土地 | 285,833 | （純資産の部） | |
| リース資産 | 63,117 | 株主資本 | 1,764,001 |
| 無形固定資産 | 18,223 | 資本金 | 203,450 |
| 投資その他の資産 | 415,516 | 資本剰余金 | 147,900 |
| 投資有価証券 | 14,019 | 利益剰余金 | 1,418,060 |
| 繰延税金資産 | 130,864 | 自己株式 | △5,408 |
| 敷金及び保証金 | 257,675 | その他の包括利益累計額 | 2,095 |
| その他 | 19,408 | その他有価証券評価差額金 | 2,095 |
| 貸倒引当金 | △6,451 | 純資産合計 | 1,766,097 |
| 資産合計 | 2,808,716 | 負債・純資産合計 | 2,808,716 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自　2020年3月1日　至　2021年2月28日

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| ソリューション売上高 | 1,844,447 | |
| モバイル売上高 | 2,664,872 | 4,509,319 |
| 売上原価 | | |
| ソリューション売上原価 | 1,168,416 | |
| モバイル売上原価 | 1,590,363 | 2,758,779 |
| 売上総利益 | | 1,750,540 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,585,467 |
| 営業利益 | | 165,072 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 13 | |
| 受取配当金 | 171 | |
| 受取家賃 | 4,867 | |
| 助成金収入 | 18,847 | |
| その他 | 4,849 | 28,748 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 574 | |
| その他 | 496 | 1,071 |
| 経常利益 | | 192,749 |
| 特別利益 | | |
| 移転補償金 | 25,000 | 25,000 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 23,807 | 23,807 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 193,941 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 68,599 | |
| 法人税等調整額 | △6,812 | 61,786 |
| 当期純利益 | | 132,154 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | － |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 132,154 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

自　2020年3月1日　至　2021年2月28日

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 203,450 | 147,900 | 1,351,733 | △5,408 | 1,697,675 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △65,828 | － | △65,828 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | 132,154 | － | 132,154 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | 66,326 | － | 66,326 |
| 当期末残高 | 203,450 | 147,900 | 1,418,060 | △5,408 | 1,764,001 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 2,487 | 2,487 | 1,700,163 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △65,828 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | 132,154 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △392 | △392 | △392 |
| 当期変動額合計 | △392 | △392 | 65,934 |
| 当期末残高 | 2,095 | 2,095 | 1,766,097 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

2021年2月28日現在

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 1,626,660 | 流動負債 | 636,685 |
| 現金及び預金 | 867,765 | 支払手形 | 3,121 |
| 受取手形 | 13,179 | 買掛金 | 290,090 |
| 売掛金 | 393,244 | リース債務 | 19,364 |
| リース投資資産 | 7,175 | 未払金 | 58,107 |
| 商品 | 163,216 | 未払費用 | 54,254 |
| 仕掛品 | 93,833 | 未払法人税等 | 35,680 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,235 | 未払消費税等 | 53,370 |
| 前払費用 | 45,759 | 前受金 | 3,726 |
| 未収入金 | 31,651 | 預り金 | 37,371 |
| その他 | 687 | 前受収益 | 17,543 |
| 貸倒引当金 | △89 | 賞与引当金 | 64,056 |
| 固定資産 | 1,100,864 | 固定負債 | 380,730 |
| 有形固定資産 | 656,764 | リース債務 | 50,456 |
| 建物 | 231,763 | 退職給付引当金 | 241,481 |
| 構築物 | 4,880 | 資産除去債務 | 50,460 |
| 工具、器具及び備品 | 71,169 | その他 | 38,331 |
| 土地 | 285,833 | 負債合計 | 1,017,415 |
| リース資産 | 63,117 | 科　目 | 金　額 |
| 無形固定資産 | 18,223 | （純資産の部） | |
| ソフトウェア | 16,759 | 株主資本 | 1,708,013 |
| その他 | 1,463 | 資本金 | 203,450 |
| 投資その他の資産 | 425,875 | 資本剰余金 | 139,580 |
| 投資有価証券 | 14,019 | 資本準備金 | 3,450 |
| 関係会社株式 | 20,000 | その他資本剰余金 | 136,130 |
| 出資金 | 320 | 利益剰余金 | 1,370,391 |
| 長期前払費用 | 4,254 | 利益準備金 | 50,543 |
| 繰延税金資産 | 126,950 | その他利益剰余金 | 1,319,847 |
| 敷金及び保証金 | 251,992 | 繰越利益剰余金 | 1,319,847 |
| ゴルフ会員権 | 14,534 | 自己株式 | △5,408 |
| その他 | 248 | 評価・換算差額等 | 2,095 |
| 貸倒引当金 | △6,445 | その他有価証券評価差額金 | 2,095 |
| | | 純資産合計 | 1,710,109 |
| 資産合計 | 2,727,524 | 負債・純資産合計 | 2,727,524 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

自　2020年3月1日　至　2021年2月28日

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| ソリューション売上高 | 1,738,939 | |
| モバイル売上高 | 2,664,872 | 4,403,812 |
| 売上原価 | | |
| ソリューション売上原価 | 1,130,583 | |
| モバイル売上原価 | 1,590,363 | 2,720,946 |
| 売上総利益 | | 1,682,865 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,555,769 |
| 営業利益 | | 127,095 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 12 | |
| 受取配当金 | 171 | |
| 受取手数料 | 12,000 | |
| 受取家賃 | 4,867 | |
| 助成金収入 | 18,847 | |
| その他 | 4,843 | 40,742 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 574 | |
| その他 | 496 | 1,071 |
| 経常利益 | | 166,766 |
| 特別利益 | | |
| 移転補償金 | 25,000 | 25,000 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 23,807 | 23,807 |
| 税引前当期純利益 | | 167,959 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 62,142 | |
| 法人税等調整額 | △8,391 | 53,750 |
| 当期純利益 | | 114,208 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自　2020年3月1日　至　2021年2月28日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 203,450 | 3,450 | 136,130 | 139,580 | 50,543 | 1,271,467 | 1,322,011 | △5,408 | 1,659,633 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | － | △65,828 | △65,828 | － | △65,828 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | 114,208 | 114,208 | － | 114,208 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | 48,379 | 48,379 | － | 48,379 |
| 当期末残高 | 203,450 | 3,450 | 136,130 | 139,580 | 50,543 | 1,319,847 | 1,370,391 | △5,408 | 1,708,013 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,487 | 2,487 | 1,662,121 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △65,828 |
| 当期純利益 | － | － | 114,208 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △392 | △392 | △392 |
| 事業年度中の変動額合計 | △392 | △392 | 47,987 |
| 当期末残高 | 2,095 | 2,095 | 1,710,109 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年４月12日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　京嶋　清兵衛　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　細野　和寿　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2020年３月１日から2021年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協立情報通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年４月12日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　京嶋　清兵衛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　細野　和寿　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2020年３月１日から2021年２月28日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告　謄本

## 第56期監査報告書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を決め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、実務役員会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月14日

協立情報通信株式会社　監査役会

常勤監査役　長谷川　浩　㊞

社外監査役　茂　呂　眞　㊞

社外監査役　神　成　敦　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主様への利益還元を経営の重要施策の一つと考え、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を年１回（期末）行うことを基本方針としております。配当水準につきましては、配当性向30～40%程度を目途に業績に連動させ、適正な配当をしていくとともに、万一業績が悪化したとしても一定の金額水準を維持していきたいと考えております。

こうした基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

| | |
|---|---|
| **(1)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額** | **当社普通株式　１株につき金55円　　総額　　65,828,180円** |
| **(2)　剰余金の配当が効力を生ずる日** | **2021年５月28日** |

## 第２号議案　定款一部変更の件

（１）変更の理由

決算期（事業年度の末日）を主要取引先の決算期や国の会計年度と合わせ、経営計画の策定・推進などの一層の効率化を図るとともに、会計基準や税制等の改正に速やかに対応することを目的として、定款に定める当社の事業年度を変更し、これにともない、定時株主総会の議決権の基準日、剰余金配当及び中間配当の基準日について所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に係る経過的な措置として、第57期事業年度は2021年３月１日から2022年３月31日までの13か月となるため、附則を設けるものです。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第１条～第12条　（条文の記載省略） | 第１条～第12条　（現行どおり） |
| 第３章　株主総会 | 第３章　株主総会 |
| （定時株主総会の基準日） | （定時株主総会の基準日） |
| 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。 | 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。 |
| 第14条～第41条　（条文の記載省略） | 第14条～第41条　（現行どおり） |
| 第７章　計算 | 第７章　計算 |
| （事業年度） | （事業年度） |
| 第42条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの年１期とする。 | 第42条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。 |
| （剰余金の配当） | （剰余金の配当） |
| 第43条　剰余金の配当は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。 | 第43条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （中間配当）<br>第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 | （中間配当）<br>第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 |
| 第45条　（条文の記載省略） | 第45条　（現行どおり） |
| （新設） | 附則 |
| （新設） | （第57期事業年度）<br>第１条　第42条の規定にかかわらず、第57期事業年度は、令和３年３月１日から令和４年３月31日までの13か月とする。なお、本附則は第57期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。 |

## 第３号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては、取締役４名（うち１名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 佐々木 茂則（ささき しげのり）<br>（1935年１月20日生）<br>再任 | 1965年６月　協立電設株式会社（現 当社）を設立<br>当社 代表取締役社長<br>1968年３月　佐々木総業株式会社（現 日茂株式会社）を設立<br>代表取締役（現）<br>2017年５月　当社 代表取締役会長<br>2020年３月　当社 代表取締役会長 兼 営業本部長<br>2020年５月　当社 代表取締役会長 兼 社長（現）<br>（重要な兼職の状況）<br>なし | 361,773株 |
| 2 | 野村 宣男（のむら のりお）<br>（1952年７月23日生）<br>再任 | 1976年４月　当社 入社<br>2005年９月　当社 マイクロソフトソリューション事業部<br>営業部長<br>2007年６月　当社 情報コンサル部長<br>2008年８月　当社 会計情報ソリューション事業部長<br>2009年３月　当社 マイクロソフト推進事業部長<br>2012年８月　当社 会計情報ソリューション事業部長<br>2013年５月　当社 取締役 会計情報ソリューション事業部長<br>2014年１月　当社 取締役 関連業務部長<br>2015年３月　当社 関連業務部 経営情報アドバイザー<br>2015年12月　当社 内部監査室長<br>2018年５月　当社 取締役 執行役員 モバイル統括部長（現）<br>（重要な兼職の状況）<br>なし | 500株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 佐々木（ささき） 修（おさむ）<br>(1973年1月16日生)<br>新任 | 1995年４月　当社 入社<br>2011年９月　当社 推進企画室長<br>2011年９月　当社 推進企画室長兼関連業務部<br>マイクロソフト推進グループ長<br>2012年３月　当社 会計情報ソリューション事業部<br>ＣＥグループ長<br>2013年３月　当社 経営企画室長<br>2014年１月　当社 会計情報ソリューション事業部長代理<br>2014年６月　当社 会計情報ソリューション事業部長<br>2017年５月　当社 執行役員 経営情報ソリューション事業部長<br>2018年５月　当社 執行役員 モバイル統括部法人サービス部情報ソリューショングループ<br>2019年５月　当社 執行役員 営業本部情報活用促進･企画部長<br>2020年３月　当社 執行役員 管理本部長<br>2020年９月　当社 執行役員 営業本部新宿支店長（現）<br>（重要な兼職の状況）<br>なし | 1,400株 |
| 4 | 堀本（ほりもと） 勝敬（かつのり）<br>(1963年８月21日生)<br>新任　独立 | 1988年４月　ソニー株式会社 入社<br>2001年１月　ソニープロテクノサポート株式会社 取締役<br>2008年４月　同社 代表取締役社長<br>2018年12月　東京大学エクステンション株式会社<br>代表取締役社長<br>2020年７月　個人事業主として、企業、投資ファンド会社等よりビジネスコンサルティング受託（現）<br>（重要な兼職の状況）<br>なし | 0株 |

(注) 1. 佐々木茂則氏は、当社の会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。なお、同氏は当社の親会社等の子会社等である日茂株式会社の代表取締役であります。
2. 堀本勝敬氏は、数社の法人設立と代表取締役社長を歴任するなど、企業経営における幅広い経験と見識並びに新規事業の高い遂行力とビジネスモデリングの能力を有しております。また、人の個性を活かしながら組織を目標に導くマネジメント力とその豊富な人脈に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の事業運営に対し助言していただくことを期待して、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者として選任するものであります。
3. 堀本勝敬氏が取締役に選任された場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出るとともに、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

場　所：ホテル アジュール竹芝　14階「天平の間」
住　所：東京都港区海岸一丁目11番２号
電　話：03－3437－2011（代）




〔交通のご案内〕
JR山手線・京浜東北線浜松町駅（北口）より徒歩７分。
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅〈B2出口〉より徒歩８分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅（東口）より徒歩１分。


ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。